

☆理療メールマガジン（通称、理療メルマガ）☆

☆国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局福岡視力障害センター☆

☆Vol.35==2014/12/19☆

【目次】

★1. 平成26年度研修会終了報告

■卒後特別研修会の終了報告

★2. 平成27年度臨床研修コースの利用者募集について（募集要項）

★3. その他

■（1）読者の皆様へお願い

■（2）利用者募集について

★4. 編集後記

★1. 平成26年度研修会終了報告

■卒後特別研修会の終了報告（石川）

10月25日（土曜日）、26日（日曜日）の2日間にわたり、当センターを会場に、平成26年度卒後特別研修会が開催されました。当日はすがすがしい秋晴れの下、卒業生11名の参加がありました。今年度の研修会は「身に付く介護・介護予防の基礎と実技」と題して、2名の先生をお招きし講演をしていただいております。

1日目はシーサイド病院リハビリテーション課長の平野高志先生に講演をしていただきました。午前中の講義では要介護、要支援の対象となる主要な疾患の特徴について具体的な症例を提示していただきながら、わかりやすく解説していただきました。また、午後の実技指導では片麻痺患者を想定し、ベッド上の体位変換や車いすでの介助方法、杖歩行体験、衣服の着脱等について、参加者一人一人に対して、丁寧な指導をしていただいております。

2日目はさんがはり灸療院院長の吉武正人先生に講演をしていただきました。午前中は関節の拘縮や麻痺、その評価や施術目的等について、理療師としてできることを主眼に見識のすぐれた講義をしていただきました。午後の実技指導では、上肢下肢の関節を中心に関節リラクゼーションテクニック実施上の留意点やその具体的方法について指導していただいております。

2日連続の研修会でしたが、参加者は少しでも今より高い技術を身に付けようと、最初から最期まで集中して受講されていたような印象を受けました。休憩時間に、講師の先生に質問に伺う参加者も多く、参加者のモチベーションの高さを感じ取ることができました。また、参加者から「非常に満足した」、「職務に活かせる内容だった」といった声を多数頂戴しております。

今後も卒後特別研修会は卒業生・修了生の理療の技能が向上できることを目指して、さらに充実した研修会となるように努めて参ります。みなさまの来年度の参加を心よりお待ち申し上げます。

★2. 平成27年度臨床研修コースの利用者募集について（募集要項）

■臨床研修コースの利用者募集について（前田）

1 事業内容

臨床研修コースは、当センター就労移行支援(養成施設)を卒業又は修了し、あん摩マッサージ指圧師、は

り師及びきゅう師の全ての資格を有し、あはき施術の実践的臨床能力を真に向上させたいと希望する方への支援として、当センターが障害者総合支援法に基づく就労移行支援(養成施設)とは別に実施する独自事業です。

なお、運営に当たりましては、同法の目的及び支援の考え方に準拠し実施して参ります。

2 支援概要及び方法、評価、修了認定

(1)支援概要

① 理療臨床実習・講義及び実技科目・特別科目の3分野とホームルームを実施します。

② 指導時間数は、理療臨床実習(2時間を1コマとし、週5コマ以内の配当)、講義及び実技科目(週8時間以内)、特別科目(適宜)を基本とします。

(注1)上記の内容については、科目担当者、利用者の状況・意向等を参考に、変更をすることがあります。

(注2)就労移行支援(養成施設)において実施する進路支援講座等を活用できます。

(2)指導方法

① 実習中心のプログラムとし、その中で理論と技能の向上を支援します。

② 特別科目では、進路希望に応じた見学や実習を適宜実施します。

(3)評価

すべての指導科目について、9月中に行います。評価は、各授業科目の特性に応じ、出席状況、学習態度を考慮して行います。

(4)修了認定

全科目とも、評価平均60点以上、実授業時間数の3分の2以上出席された方は修了認定が行われ修了証書が授与されます。

3 募集人員

5名(学級編成は1クラスです)

4 修業期間

平成27年4月～平成27年9月までの半年間、後日詳細な期間をお知らせします。

5 利用の申込をすることができる者

当センター就労移行支援(養成施設)を卒業又は修了した方のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師国家試験の全てに合格し、過去に臨床研修コースの利用がない方。

6 利用希望の申出

利用の申込を希望される方は、支援課臨床研修コース学級担当者へお申出ください。

申出期間は、平成26年12月11日(木曜日)～12月26日(金)です。

以下の必要書類を送付しますので、作成後、郵送にて提出してください。

(1)施設利用申込書(臨床研修コース様式)

(2)履歴書

(3)健康診断書

(4)障害に応じた機能診断書

※あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の免許証の写しは、後日提出してください。

7 利用申込書類提出の締切日

平成27年1月16日(金)(当日消印有効)

8 選考及び利用契約

(1)選考に当たって、面接審査・医学的審査を実施します。

面接審査は、平成27年1月30日（金曜日）午後の予定です。

(2)前項の審査結果をもとに利用の可否を決定します。

この結果については、2月23日（月曜日）に利用申込者に口頭で通知します。

(3)文書による決定通知は、3月27日（金曜日）のあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師国家試験合格発表後に行います。

(4)利用の決定後、サービス内容についての「重要事項説明」に同意された方は、利用開始日に当センターと利用契約を結ぶことになります。

9 研修中の費用

利用料については、別に定める「独自事業利用料」基準に基づき一定の利用料を負担していただくことになりますが、個人の状況により金額が異なりますので、直接担当者にご相談願います。

食費・光熱水費は実費での負担となります。

なお、利用開始時に、「はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険」に加入していただきます。保険料の目安は、約20000円です。

★3. その他

■（1）読者の皆様へお願い

読者の皆様、いつも理療メルマガをご愛読いただき誠にありがとうございます。

最近メールアドレスの変更手続き漏れから配信できないケースがみられます。変更が生じた場合は是非係まで連絡してください。よろしくお願いいたします。

【連絡先】

担当：理療メルマガ係(教務課　（藤井、今泉）

電話：092-806-1361　平日の8時30分～17時

メールアドレス：riryomailmaga-fukuoka@rehab.go.jp

■（2）利用者募集について

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局福岡視力障害センターでは、視覚に障害のある方のため、次のサービスを提供しています。

①就労移行支援

【あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科　専門課程（修業年限3年間）】

②自立訓練（機能訓練）

歩行訓練・日常生活訓練・コミュニケーション訓練（点字・パソコン等）・補助具の活用等、個人の状況やニーズに応じた訓練を行います。

利用を希望される方、お知り合いで視覚に障害がありお困りの方がいらっしゃいましたら、センターまで電話等でご相談下さい。

電話：092-806-1361（代表）

利用相談専用電話：092-807-2844

メールアドレス：shienka-fukuoka@rehab.go.jp

ホームページ：<http://www.fukuoka-nhb.go.jp/>

★ 4. 編集後記

●光陰矢の如しと申しますが、いつの間にか今年も残り少なくなりました。皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

福岡センターの12月は障害者週間記念講演会、スポーツ訓練発表会、餅つきと行事が続きました。

国試受験者はいよいよ本番も近づきより一層気も引き締まる時期ともなります。万全を期して受験できるよう、大願成就できますようしっかり準備をしていただきたいものです。

皆様にも健康に気を付けられ、どうぞよい新年をお迎え下さい。来年がよい年でありますように。(今泉)

●年の瀬も押し迫って参りましたが、読者の皆様はいかがお過ごしでしょうか。今年一年理療メルマガをご愛読いただきましてありがとうございました。

この時期、年末から年始は宴会などが続き身体への負担が気になりますね。食事は適量を心掛けて「健康第一」でいしましょう。昔から「酒は百薬の長」といいますが、これを都合よく解釈しないようにお互いに気をつけたいものです。何事も「適量」が大切なようです。併せて年末、年始は世間もあわただしくなっていますので、交通事故などにもお気をつけください。無事故で師走を駆け抜けましょう！それでは読者の皆様、よいお正月をお迎えください。来年も共に一歩前進しましょう。どうぞ宜しくお願いします。(藤井)
